

令和8年度はだのふるさと寄附金推進事業委託業務仕様書

この仕様書は、秦野市(以下「甲」という。)のふるさと寄附金の充実を目的とした「令和8年度はだのふるさと寄附金推進事業委託業務」に関して、受託者(以下「乙」という。)が実施する業務の内容について定めるものとする。

1 趣旨

甲では、ふるさと納税制度を通じて甲の魅力を全国に発信することを目的に本事業を実施している。

本事業を行う上で、返礼品ページの構成、返礼品の開発やPR等について、専門的知見を有する事業者へ委託することで、はだのふるさと寄附金の寄附件数及び寄附金額の向上を図るとともに、地域内外の事業者との連携を深め、ふるさと寄附金を主軸とした地場製品の販路開拓や誘客促進など甲の新たな取組みを実現させることにより、地域の持続的な発展を目指すものである。

2 業務期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

3 前提条件

甲が利用する(利用予定含む)ふるさと納税ポータルサイトのうち、次に記載するポータルサイト(パートナーサイトを含む)での寄附に関する業務遂行が可能であること。

- (1) ふるさとチョイス
- (2) 楽天ふるさと納税
- (3) ふるなび
- (4) Amazonふるさと納税
- (5) ANA
- (6) JALふるさと納税

とする。

なお、寄附金の管理にあたっては、甲が指定する寄附金管理システ

ム「ふるさと納税 do」を使用すること。

4 業務内容の概要

- (1) ポータルサイトの更新・充実・管理運営に関する業務
- (2) 主力返礼品の登録に係る業務
- (3) 最適なふるさと納税業務の構築に向けた支援
- (4) 返礼品の開発・ブラッシュアップに関する業務
- (5) 事業者向けセミナーの実施（返礼品提供事業者への支援）
- (6) プロジェクト型クラウドファンディングの実施に向けた支援
- (7) 広報・PR業務
- (8) その他本業務の遂行に当たり必要な業務

5 業務内容の詳細

乙は、次の項目について行うこと。

- (1) ポータルサイトの更新・充実・管理運営に関する業務

ア 自治体紹介ページの作成・修正を行うこと。

イ 甲が現在運用しているポータルサイトへの返礼品情報の掲載、更新及び改善を随時実施するとともに、甲の要請に応じて優先的に対応すること。

ウ 希望する事業者に対し、返礼品の再撮影並びに各種ページの修正及び改善を行うこと。

エ SEO対策に配慮したタイトル及び紹介文の作成その他掲載内容の見直し並びに写真の撮影及び加工等により、寄附者に選ばれやすい返礼品となるよう、ポータルサイト上の掲載情報の改善を行うこと。

また、返礼品の紹介文については、返礼品の魅力及びその背景、返礼品提供事業者（以下、「事業者」という。）の特徴等が寄附者に簡潔に伝わるよう配慮するものとする。

オ 対象ポータルサイト全ページにSEOキーワード付加、メルマガバナー、お気に入り追加への導線設定及び自治体内回遊導線等を設置すること。

カ 返礼品の魅力向上を図るため、商品撮影の実績を有するカメラマンによる撮影会の企画・実施を、次期契約を行う場合において

は契約期間中に1回以上実施するものとする。なお、本契約において当該撮影会は実施しないものとする。

キ 別表に掲げる甲の寄附実績を踏まえ、甲の目標とする年間寄附額の達成に資するよう、専門的知見に基づき、上記業務に係る施策の提案及び実施を行うものとする。

(2) 主力返礼品の登録に係る業務

甲が指定する主力返礼品事業者の返礼品について、寄附金管理システム及びポータルサイトへの登録が円滑に行われるよう、乙は、事業者との連絡調整、必要情報の収集及び整理、掲載原稿の作成・修正、システムへの入力支援その他登録に必要な事務手続きの補助を行うものとする。

なお、乙は、甲が指定した返礼品について、速やかに登録作業に着手し、合理的な期間内に登録が完了するよう努めるものとする。

(3) 最適なふるさと納税業務の構築に向けた支援

ア 甲の担当者と定期的に情報共有及び意見交換を行い、中長期的な視点に立ち、寄附金額及び寄附件数の向上に向けた戦略的な提案を行うとともに、甲と協議の上、施策を実施するものとする。

イ 寄附のリピーターの増加を図るため、寄附者への情報提供の内容及び手法について提案を行い、必要に応じて実施支援を行うものとする。

ウ 新規返礼品を契約期間中15以上追加すること。なお、新規返礼品提供事業者発掘のため、乙は事業者からの相談受付及び対応を行うとともに、必要に応じて電話、電子メール又は訪問等により対応するものとする。

エ 地域情報、事業者情報及び返礼品を紹介するメールマガジンを月2回以上配信する。なお、繁忙期は週1回とすること。

オ 新規返礼品の登録にあたっては、申込書作成の補助、返礼品基準への適合確認及び調整を行うとともに、必要に応じて事業者及び返礼品の写真撮影を行うものとする。

(4) 返礼品の開発・ブラッシュアップに関する業務

ア 甲の魅力発信、寄附件数及び寄附金額の向上、並びに事業者支

援の観点から、新規返礼品の開発・企画や既存返礼品の向上・改善策を積極的に提案し、甲と協議の上、実施すること。

イ 甲への来訪を促すため、宿泊やレジャー等の体験型の返礼品の拡充に向けた提案を行うとともに、必要に応じて導入支援を行うものとする。

ウ 返礼品の開発等の提案にあたっては、関係法令及び総務省からの通知内容等を遵守すること。なお、返礼品の採用については、甲で決定する。

エ 事業者への訪問及び意見交換について、甲と連携の上、計画的に実施し、関係構築及び連携強化を図るものとする。

オ 既存事業者又は新規事業者が打合せを希望する場合は、可能な範囲で随時行うこと。

カ 商工団体等を通じて、新規事業者の参画促進を目的とした周知用資料の作成及び配布を行うものとする。

キ 事業者への訪問の際には、既存返礼品に係る改善提案を行うとともに、必要に応じて返礼品の写真撮影を実施するものとする。なお、撮影対象や点数については、甲と協議の上決定する。

(5) 新規・既存事業者向けセミナーの実施及び事業者への対応

ア 新規参加事業者向けの制度説明及び既存事業者向けの返礼品改善・新規返礼品開発に関する内容を含む事業者向け説明会を実施するものとする。なお、実施内容の企画及び運営は乙が行い、会場の確保及び事業者への周知は甲が行うものとする。また、実施方法及び内容については、効率的かつ効果的な実施となるよう、甲と協議の上決定するものとする。

イ 既存事業者向けの先進事例に関する勉強会については、必要に応じて上記説明会とあわせて実施するほか、年1回以上実施するものとする。

ウ 事業者からの問い合わせについては、内容に応じて適切に対応するものとする。なお、対応方法及び対応範囲については、甲と協議の上整理するものとする。

(6) プロジェクト型クラウドファンディングの実施に向けた支援

プロジェクト型クラウドファンディングについては、甲の要請

に応じて実施するものとし、実施する場合には、寄附金の使途の具体化及び共感性の向上を図るため、庁内における理解促進及び企画力向上を目的とした研修会の企画及び実施を行うものとする。また、事業担当課が行うプロジェクトの企画立案に対し、内容の整理、訴求ポイントの明確化、広報戦略の検討等について助言及び支援を行うものとする。

(7) 広報・PR業務

受注者は、寄附金額の向上を図るため、対象ポータルサイト等を活用した効果的な広報・PRを実施するものとする。

なお、対象ポータルサイトにおける広告の実施にあたっては、寄附金額の0.5%以上を広告媒体への出稿費（いわゆる媒体費）として使用することとし、広告制作費、運用費その他の費用はこれに含めないものとする。

また、具体的な実施内容、媒体、時期及び費用配分については、甲と協議の上決定するものとする。

ア 各ポータルサイトの広告機能等を活用したプロモーションを実施すること。

イ ポータルサイトが有する機能を活用し、メールマガジンを定期的に送信すること。

ウ 寄附の増加が見込まれる時期においては、効果的なプロモーションを重点的に実施するものとする。

エ 返礼品発送時に同梱する市共通のお礼状の作成について、甲と協議の上、必要に応じて支援を行うものとする。

オ 寄附者を対象とした現地体験ツアーやPRイベントについては、甲の要請に応じて企画提案を行い、実施する場合には、甲と協議の上実施するものとする。

カ シティプロモーションに資する取組について、助言、研修及びPR媒体の作成支援等を行うものとする。

6 業務の報告

乙は、毎月の業務実績について甲に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等については、協議により定めるものとする。

7 個人情報の取扱い

乙は、本委託業務を処理するために個人情報や特定個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び関係法令を遵守すること。

8 機密の保持等

(1) 乙は、本委託業務に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。なお、本委託業務の終了後においても同様とする。

(2) 乙は、業務遂行の目的以外の目的で、甲の事前承諾なしに、機密情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。

9 情報セキュリティに関する要件

乙は、本委託業務の実施にあたり必要なセキュリティ対策として、次に定める要件を遵守すること。

(1) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

本委託業務終了後又は甲が求めたときは、本委託業務において入手し又は作成した個人情報を含む資料及び電磁的記録を返還し、又は甲の指示する方法により廃棄しなければならない。また、廃棄時は、乙は廃棄した旨を証する書面を甲に交付すること。

(2) 委託業務の定期報告及び緊急時報告

業務の進捗状況を定期的に甲に報告すること。また、緊急時の連絡体制、対応方法について定め、甲と協議の上、業務開始前に内容についての承諾を受けること。

(3) 委託事業者の従業員に対する教育の実施

業務従事者に対し、本委託業務の開始前及び業務開始後には定期的に、業務を実施するために必要な知識を習得する為の研修(服務規律、倫理・コンプライアンス、個人情報保護等)を行い、本委託業務の質の維持及び向上に努めること。

(4) 情報セキュリティ要件が遵守されなかった場合の損害賠償等

本契約に係るすべての作業において、作業中に生じた諸事故及び損失について、全責任を負うこと。ただし、その事故又は損失が甲の責めに帰す理由による場合はこの限りではない。また、被害者から損害賠償の請求が発生した場合は、その一切の費用を負担すること。

(5) 責任者、委託内容、作業者、作業場所等の明示

本業務の受注するにあたり、その内容、予定日、予定時間、責任者、作業者、作業場所等を、書面又はメール等で甲に連絡すること。

(6) 許可する情報の種類とアクセス範囲、アクセス方法

アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に甲から提示を受け、業務に当たること。

(7) 庁外への搬送時における盗難防止策の実施

甲の情報資産を電子媒体等に格納し庁外へ搬送する場合は、パスワードによる保護及び安易に解読できない方法で暗号化するなどの必要な措置を講じること。

(8) 再委託に関する制限事項

本委託業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、予め再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲について記載した書面を甲に提出し、了承を得たうえで、本委託業務の一部を再委託することができる。また、再委託者には受注者と同等の義務を課すこと。

なお、再委託先の行為については、乙が一切の責任を負うものとする。

(9) 情報セキュリティインシデント対応

乙は、本業務に関連して個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の情報セキュリティインシデントが発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事実を認知後直ちに甲に報告しなければならない。

また、乙は、甲の指示に従い、原因の究明、被害の拡大防止及び再発防止策の実施に協力するものとする。

(10) 情報セキュリティインシデントの公表

本委託業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、甲は必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(11) 管理状況の確認

甲は、本業務の適正な実施及び情報セキュリティの確保のため必要があると認めるときは、乙に対し、本業務に係る個人情報及び情報資産の管理状況について報告を求めることができる。

ア 甲は、前項の目的の範囲内において、乙と事前に協議の上、業務の運営に支障のない方法及び範囲で、管理状況の確認を行うことができるものとする。

イ 乙は、正当な理由がある場合を除き、前各項の確認に協力するものとする。

10 その他

(1) 本業務開始以前に申込みがあった寄附者情報を、本業務開始後に申込みがあった寄附者情報と同様に扱えるようにすること。なお、その費用は委託料に含むこと。

(2) 本業務は契約満了日までの受付分にかかる業務であり、その翌日以降においては、甲又は甲が指定する事業者に対し、本業務の履行に必要なデータ、資料、マニュアル、アカウント情報その他必要な情報を適切に引き継ぐものとする。なお、引継ぎの方法及び内容については甲と協議の上定めるものとし、その費用は委託料に含むものとする。

(3) 著作権

ア 乙が本業務により新たに製作した写真、画像、バナー、文章その他一切の制作物（以下「制作物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

イ 甲は、制作物を期間の定めなく無償で、複製、加工、翻案、公衆送信その他必要な方法により自由に利用できるものとする。また、甲は、事業者その他甲が必要と認める者に対し、同様の利用を許諾できるものとする。

ウ 乙は、制作物について著作者人格権を行使しないものとする。

エ 制作物に第三者が著作権その他の権利を有する素材を使用する場合には、乙の責任において必要な許諾を得るものとするとともに、甲が本業務の目的の範囲内で継続的に利用できるよう必要な権利処理を行うものとする。

オ 著作権の取扱いについて、本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上対応するものとする。

(4) 更新

業務期間については、良好な履行状況及び予算配当を条件として、令和9年度末まで契約を更新することについて協議するものとする。

別表

1 寄附受入額総額（千円）

令和5年度	284,282
令和6年度	256,117
令和7年度	301,627

2 令和7年度寄附におけるポータルサイト毎の受入割合

ふるさとチョイス	32.4%
ふるなび	28.5%
さとふる	22.5%
楽天	11.2%
その他	5.4%

3 令和7年度寄附における返礼品のカテゴリごとの割合

宿泊券	35.6%
中古PC	31.1%
体験	6.8%
肉	5.9%
加工品等	2.9%
菓子	2.8%
米・パン	2.6%
その他	12.3%